

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月23日
【発行者の名称】	株式会社オフィスバスターズ (OFFICEBUSTERS CORPORATION)
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 天野 太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田一丁目1番7号
【電話番号】	(03)6262-3155(代表)
【事務連絡者氏名】	CFO経理財務部長 柿本 偉雄
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社オフィスバスターズ https://www.officebusters.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相당한注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期	第22期	第23期
決算年月	自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
売上高 (千円)	16,286,561	18,389,729	20,964,558
経常利益 (千円)	752,389	1,132,396	1,310,563
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	503,537	735,889	869,252
包括利益 (千円)	503,537	735,889	877,333
純資産額 (千円)	4,113,104	4,943,255	5,820,588
総資産額 (千円)	6,581,361	8,097,681	9,055,018
1株当たり純資産額 (円)	2,548.91	3,063.51	3,607.36
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	312.14	456.17	538.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	305.66	446.70	527.65
自己資本比率 (%)	62.5	61.0	64.3
自己資本利益率 (%)	13.0	16.3	16.2
株価収益率 (倍)	11.2	—	6.5
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,161,854	1,176,200	1,173,140
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△135,094	△592,314	△663,933
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△98,480	△81,108	△114,033
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,021,956	3,686,257	4,081,235
従業員数 (人)	505	586	669
(外、平均臨時雇用者数)	(81)	(108)	(124)

- (注) 1. 第21期(2023年12月期)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2023年12月13日にTOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から2023年12期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 第22期(2024年12月期)の株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートアルバイト)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
5. 第21期(2023年1月1日から2023年12月31日)、第22期(2024年1月1日から2024年12月31日)及び第23期(2025年1月1日から2025年12月31日)の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第

128条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の監査を受けております。

6. 第22期(2024年12月期)において企業結合に係る暫定的な会計処理を行い、第23期(2025年1月1日から2025年12月31日)において当該暫定的な会計処理が確定しております。なお、この暫定的な会計処理の確定に伴う金額の変動はありません。
7. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第23期の期首から適用しており、第23期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第23期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
2003年 6月	東京都新宿区において株式会社オフィスバスターズを設立
2005年 6月	千葉県柏市に関東における物流センター「柏センター(現:東日本サーキュラーベース)」を開設
2005年11月	東京都千代田区岩本町に本社を移転
2006年 6月	Tetra Technologies Distribution Inc.との業務提携により、フィリピンに「オフィスバスターズフィリピン店」を開設
2007年 6月	大阪府大阪市に「新大阪センター(現:西日本リユースロジスティクスベース)」を開設
2007年 7月	買取価格をマイナスしたネット移転見積サービス(現、引揚サービス)をスタート
2008年 1月	環境を考慮したオフィスレイアウト、エコレイアウトサービス(現、オフィスファシリティサービス)をスタート
2008年10月	早稲田大学との産学連携による、CO2削減データベース構築を開始
2008年12月	東京都千代田区東神田に本社を移転
2010年 5月	株式会社フルスピードよりWebサイト「e金庫本舗」を事業譲受
2011年 2月	大阪府大阪市浪速区に「関西支社」を開設
2012年 9月	大阪府東大阪市に「新大阪センター(現:西日本サーキュラーベース)」を移転
2013年11月	東京都千代田区岩本町に本社を移転
2015年 1月	子会社 株式会社レンタルバスターズを設立
2016年 9月	株式会社レンタルバスターズにおいて、千葉県柏市に「東日本レンタルセンター(現:東日本レンタルベース)」を開設
2017年 1月	子会社 株式会社CBMを設立 子会社 株式会社オービーエスを設立
	愛知県名古屋市千種区に「中部支社」を開設
2018年 1月	天野太郎が代表取締役会長に就任、熊谷正慶が取締役社長に就任
2018年 2月	事業拡大の為、東京都中央区日本橋室町に本社を移転
2018年10月	福岡県福岡市中央区に「九州支社」を開設
2019年 1月	熊谷正慶が代表取締役社長に就任
2019年11月	子会社 株式会社バスターズロジテックを設立
2019年12月	大阪府大阪市中央区に「関西支社」を移転
2020年 7月	宮城県仙台市に「東北営業所(現:東北支社)」を開設
2021年 2月	株式会社レンタルバスターズにおいて、東京都江東区に「IT BASE(アイティ・ベース)」を開設
2021年 3月	子会社 株式会社サーキュラーエコ・ホールディングスを設立
2022年 1月	株式会社レンタルバスターズのIT BASE(アイティ・ベース)において、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得
2022年 7月	「西日本サーキュラーベース」を大阪府大阪市へ移転 株式会社レンタルバスターズにおいて、千葉県流山市に「東日本レンタルセンター」を移転。 「東日本レンタルベース」に名称変更
2023年12月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場
2024年11月	株式会社新日東、株式会社エスキャビネットを完全子会社化 「西日本サーキュラーベース」を大阪府東大阪市へ移転
2024年12月	大阪府大阪市中央区内で「関西支社」を移転 福岡県福岡市中央区内で「九州支社」を移転
2025年 6月	本社機能を子会社レンタルバスターズ本社(東京都中央区日本橋室町)に一時移転
2025年10月	事業拡大の為、東京都千代田区内神田に本社を移転 株式会社マッズプランニングを完全子会社化

現在の国内店舗数は40店舗で、次の通りです。

2025年12月31日現在

店舗名	出店地域	出店年月
新宿店	東京都	2003年 6月
福岡博多店	福岡県	2003年12月
仙台店	宮城県	2004年 2月
川崎店	神奈川県	2004年 4月
日本橋店	東京都	2004年12月
飯田橋店	東京都	2004年12月
名古屋本店	愛知県	2005年 8月
横浜本店	神奈川県	2005年10月
大阪心斎橋店	大阪府	2007年 5月
大手町・神田店	東京都	2007年 8月
錦糸町店	東京都	2009年 5月
品川・三田店	東京都	2009年10月
デザイナーズ家具センター	千葉県	2010年 1月
池袋店	東京都	2010年12月
大阪梅田本店	大阪府	2011年 2月
なんば・日本橋店	大阪府	2012年 3月
京都東寺店	京都府	2012年10月
千葉店	千葉県	2013年10月
神戸・三宮店	兵庫県	2014年 7月
立川・八王子店	東京都	2014年12月
大阪・堺店	大阪府	2015年 2月
足立・葛飾店	東京都	2015年 8月
豊中・尼崎店/オフィスチェア店	大阪府	2016年 2月
名古屋千種店	愛知県	2016年 7月
福岡南店	福岡県	2017年 1月
新大阪店	大阪府	2017年 8月
つくば店	茨城県	2017年11月
岐阜店	岐阜県	2018年 7月
春日部・越谷店	埼玉県	2018年11月
東大阪店	大阪府	2022年 7月
熊本店	熊本県	2022年12月
茨城南店	茨城県	2023年 2月
福岡西店	福岡県	2023年 6月
岡山店	岡山県	2023年 7月
浜松店	静岡県	2023年 7月
福島郡山店	福島県	2023年 7月
渋谷店	東京都	2023年11月
高崎店	群馬県	2024年 1月
宇都宮店	栃木県	2024年 1月
埼玉本店	埼玉県	2025年 1月

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社5社(株式会社レンタルバスターズ、株式会社CBM、株式会社バスターズロジテック、株式会社新日東及びその子会社)及び、非連結子会社の3社により構成され、「もったいないを徹底的にサポートする」「チャレンジャーを徹底的にサポートする」という企業理念のもと、オフィス入居時から退去までに発生する法人ニーズにワンストップで応える「ビルインサーキュラー総合事業」を統一の商品・サービスとして展開しております。

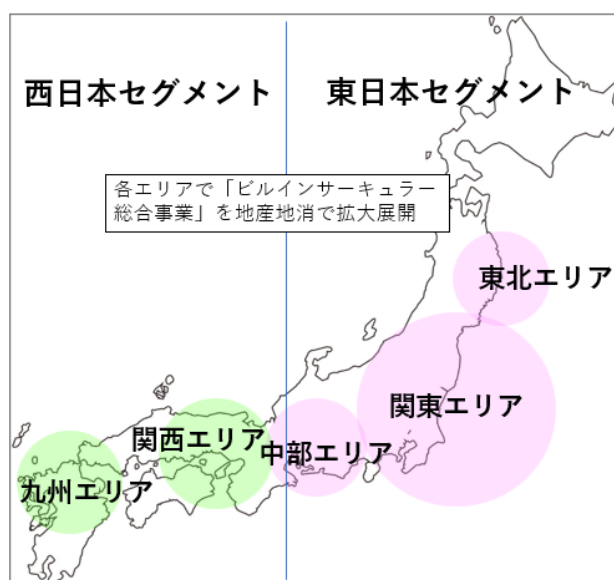
ビルインサーキュラー総合事業を、構成する事業領域別に具体的に説明すると、オフィス家具・OA機器等の中古品を買取・回収しクリーニング・修理を経て販売するまでを一貫して手がける「①リユース品販売サービス」を中心として、その周辺事業である不要物撤去時の内装解体工事や分別・廃棄コンサルティングを行う「②引揚サービス」、オフィスデザインや内装・通信工事等を行う「③オフィスファシリティサービス」、加えてオフィス家具・OA機器等をお客様の必要なタイミングでご利用頂く「④レンタルサービス」の4つの領域に分けられます。

ビルインサーキュラー総合事業は、構成するこの4つのサービスを、商品・サービスの売り切りや買い切りといった一方通行の提供ではなく“サーキュラー型”、すなわち循環型の複合的サービスとして展開することが大きな特徴です。リユース、レンタル、リサイクルを実現するための独自ノウハウを活用し総合事業展開することで、顧客との継続的な関係性を構築し、他社との差別化を図り、事業を拡大しております。

各サービスの相乗効果を高め、各エリアで地産地消を進めながら総合サービスとして事業拡大していくことが重要な観点となるため、当社ではエリア別セグメントを採用しております。東日本セグメントには、東北エリア、関東エリア、中部エリアが含まれます。西日本セグメントには関西エリア、九州エリアが含まれます。

- ・東日本セグメント：東北エリア、関東エリア、中部エリア
- ・西日本セグメント：関西エリア、九州エリア

当社グループでは、創業以来、東北、関東、中部、関西、九州の全国主要エリアに於いて、①のリユース品販売サービスを店舗展開によって拡大して参りましたが、関東に於いて成功した総合事業モデルを全国展開すべく、2011年以降各エリアに営業部隊を立ち上げ、②③④の各サービスを提供する体制を整えつつあります。現在では全国40拠点の直営店を中心としたオフィス家具中古品販売と、東北支社、中部支社、西日本本部、九州支社の周辺事業との相乗効果により、事業の拡大展開を続けております。現在は東西の2つのセグメントに分けておりますが、東北、中部、九州エリアの規模が拡大していけばそれぞれをセグメントとして分けていく可能性がございます。



各セグメント、各エリアで展開する前述の4つのサービスについて、その内容をサービス別に記載いたします。

①リユース品販売サービス

リユース品販売サービスは、中小企業を中心とした法人や個人事業主等の一般顧客に対し、主に全国の直営店舗での販売と当社インターネットサイト等を通じた販売を行っております。

当社の店舗は主に販売を中心とした都市型店舗とサテライト店舗、倉庫機能を兼ねた郊外型店舗に分かれます。都市型店舗は事務所が集まる街中に立地し、在庫については千葉県柏市と大阪府東大阪市の2つの物流センターから補充しながら運営しております。サテライト店舗は街中や郊外に立地しますが、店舗に一切の在庫を持たず物流センターや郊外型店舗から全ての商品を発送して運営しております。郊外型店舗は主に地方での展開を行っている店舗であり、郊外の比較的広大な立地において、在庫保管機能と店舗機能を両方持ち合わせた運営を行っております。

インターネットサイトは、自社の独自サイト (<https://www.officebusters.com/>) に加えて、商品の種類によって他社運営のオークションサイトや販売サイトへ出品しております。また、当社独自のEコマースサイト

(<https://www.ekinko.com/>) により、金庫などのオフィス関連商品の新品販売を目的としたサイトも開設し運営しております。

加えて、リユース品の販売のみに留まらず、総合提案を行う営業部門やICTソリューション部門とのリレーションを実施することにより、中小規模の企業のみでなく、中堅企業から大企業までのより大きなニーズの収集を可能とし、販売機会及び買取機会の拡大に繋がっております。

②引揚サービス

引揚サービスは、主に大規模事業所や複数拠点を有する企業向けに、中古オフィス家具の買取りやそれに付帯するサービスの提供を行っております。これら企業では、オフィス移転、統廃合、起業・開業、拠点開設のタイミングで膨大な不要品が発生し、総務部門にはその廃棄処理やビルの原状回復に多大なコストと労力がかかっておりますが、当社の提供する引揚サービスでは、その膨大な不要品を一括で撤去を行うとともに、買取りを含めた各社各々の事由に合わせた廃棄物処理スキームを構築し、サービス提供しております。

移転済み企業の旧オフィスに残置している不要物は、細かく分別することで新たな価値を生み出し、コストも軽減することができます。当社ではリユース(再利用)可能な物品については商品として、鉄などのリサイクル可能な物品については資源として買取りを実施し、買取りが不可能な物品(廃棄物)については廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法という)を遵守した手続きの支援を行い、企業が適正・適法に廃棄処理が行える体制の実現に向けた提案を行っております。

OA機器の分野に関しては、専門の部署及び再生センターを設置し、リース満了等により発生し、リース会社やレンタル会社において不要資産として抱えている大量のOA機器を買取り、クリーニング・調整等して再生し、当社店舗等での販売を実施するとともに、商社や一般企業等に対し卸販売を行っております。

当該引揚サービスにより買取りを実施した大量のリユース品を当社各店舗及び物流センターへ供給するとともに、ディーラー(同業他社・レンタル会社・海外提携店等)に卸販売を行って事業の拡大をすると同時に、循環促進による環境負荷軽減にも寄与しております。

③オフィスファシリティサービス

オフィスファシリティサービスは、法人向けのオフィスの移転サポートを中心とした事業を行っております。

オフィスの移転サポート事業につきましては、自社で宅地建物取引業の免許を有し、また建築士の資格保有者を有しているため、オフィスプランニングからオフィス物件探し、新オフィスの什器・備品選定、レイアウト設計・施工、旧オフィスから新オフィスへの移転作業までワンストップサービスを提供しております。

オフィス移転関連ビジネスを展開する競合他社におきましては、デザイン・設計やモノの供給に特化してサービスしている会社はあるものの、残置物の処理については有償にて廃棄を行っているケースが依然多い中、当社では前述の引揚サービスを実施する環境企画部門との連携により買取りを合わせて実施することで企業の残置物処理コストの低減を実現しております。また、新オフィスで使用する什器・備品選定に於いては、新品と中古品をミックスしコスト低減の提案を得意とする点で、他社との差別化を図っております。2024年に子会社化した「株式会社新日東」では主に北関東のオフィスや医療・介護施設向けのワンストップサービスを提供しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社レンタルバスターズ ※1	東京都 千代田区	66,500	オフィス家具 等のレンタル	100	役員の兼任あり
株式会社CBM ※1	東京都 千代田区	30,000	施工設置・現 場管理技術サ ービス事業	100	役員の兼任あり
株式会社バスターズロジック ※1	東京都 千代田区	10,000	レンタル倉 庫・スペース 賃貸事業	100	役員の兼任あり
株式会社新日東 ※1	茨城県 那珂市	14,760	事務用品・事 務機器・OA 機器販売事 業、内装仕上 工事業	100	役員の兼任あり
株式会社エス・キャビネット ※2	茨城県 那珂市	10,000	オフィス機 器・備品等販 売業	100 (100)	役員の兼任あり
(その他関係会社)					
株式会社テンポスホールディン グス	東京都 大田区	499,000	純粋持株会社	(被所有) 27.9	—

(注)1. 特定子会社に該当します。

2. 議決権比率の(内数)は、間接所有であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメント名称	従業員数(人)
東日本セグメント	550(111)
西日本セグメント	119(13)
合計	669(124)

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートアルバイト)は、当連結会計年度の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
512(86)	38.14	5年9か月	5,474

セグメント名称	従業員数(人)
東日本セグメント	397(73)
西日本セグメント	115(13)
合計	512(86)

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートアルバイト)は、当事業年度の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度（2025年1月1日～12月31日）におけるわが国経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られ、全体としては緩やかな回復基調が継続いたしました。一方で、原材料価格およびエネルギー価格の高止まり、物流費や人件費の上昇、人手不足の深刻化に加え、為替変動や海外経済の不透明感などの影響もあり、企業経営を取り巻く事業環境は引き続き先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループでは世界的循環をリードするサーキュラー（循環）総合商社へのビジョンを掲げ、2025年から新たな3か年計画「BiCG STEP 2027」を策定し、前年に引き続き事業戦略、投資戦略などに一丸となって取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高20,964百万円（前期比14.0%増）、営業利益は1,291百万円（前期比16.6%増）、経常利益は1,310百万円（前期比15.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は869百万円（前期比18.1%増）となりました。セグメント別では、東日本セグメント、西日本セグメントともに増収増益傾向となりました。

報告セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

①東日本セグメント

関東エリアでは、リユース品販売事業、オフィスファシリティ事業、引揚事業、レンタル事業をワンストップで提供しております。リユース品販売事業では、主要商品である中古オフィス家具の拡充を図り、需給バランスに応じた細やかな単価設定を実施するとともに、高単価の会議用中古ブースや新品オフィス家具販売も拡大しました。また、調達と販売の需給調整機能の強化や物流センターの拡充を実施し販売体制の強化を図りました。周辺事業のオフィスファシリティ事業、引揚事業、レンタル事業においては、従来の中小企業向けに加え、大企業向けの提案営業にも力を入れるとともに、新規顧客およびリピーター顧客の多様な働き方に対応するオフィス変化ニーズに合わせた提案実施や、同一顧客への複数商材やサービスの提案を強化し、サーキュラー総合商社として事業基盤の拡大に取り組んでおります。他にも、当連結会計年度は第4四半期にM&Aを1件実施し、サーキュラー総合商社として事業基盤の拡大に取り組んでおります。なお、当該企業は資産規模、売上規模および当社グループに与える影響が軽微であることから、当連結会計年度末において連結子会社には該当していません。

東北エリア、中部エリアにおいても、営業人員の拡充による複合商材やサービスの提案強化を行い、従来のリユース品販売事業に加えて、オフィスファシリティ事業と引揚事業の拡大に努めました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント売上は16,352百万円（前期比12.5%増）、セグメント利益は1,204百万円（前期比13.4%増）となりました。

②西日本セグメント

関西エリアでは、物流機能と店舗販売力の強化を目的に店舗移転を実施したことに加え、営業部隊による部署を横断した総合提案を促進し、販売・オフィスファシリティ・引揚・レンタルの総合提案力の強化を行い、新規顧客とリピーター顧客の両顧客に対する複合商材やサービスが促進されました。

九州エリアにおいては、従来のリユース品販売事業に加えてオフィスファシリティ事業や引揚事業を拡大した他、地場仕入の強化や案件紹介元とのリレーション強化に努めました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント売上は4,612百万円（前期比19.6%増）、セグメント利益は137百万円（前期比87.3%増）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は4,081百万円（前連結会計年度比394百万円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は1,173百万円（前連結会計年度比3百万円減少）となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益が1,302百万円、減価償却費の計上が339百万円、法人税等の支払額512百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は663百万円（前連結会計年度比71百万円増加）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出423百万円、敷金及び保証金の差入れによる支出141百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は114百万円（前連結会計年度比32百万円増加）となりました。これは、短期借入金の純減少額60百万円、長期借入金の返済による支出54百万円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)	前年同期比(%)
東日本セグメント (千円)	16,352,132	112.5
西日本セグメント (千円)	4,612,425	119.6
合計 (千円)	20,964,558	114.0

(注)1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な販売先については、総販売実績の100分の10以上の販売先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

今後の見通しにつきましては、社会経済活動の正常化が進み、賃上げによる所得環境の改善や定額減税などの効果により、緩やかな回復基調が継続されている一方で、世界情勢の不安定化、資源・エネルギー価格の高止まり、円安に伴う物価上昇の長期化や金融政策の見直しによる懸念など先行きについては不透明な状況が続いております。

当社が属するリユース業界は、近年政府が推進する循環型社会形成の流れに乗り、リユース及びリサイクルに対する社会の関心が高まり、一般消費者の選択肢の一つとしてリユース品が受け入れられ、堅調な市場の広がりを見せております。またオフィス家具業界におきましては、アフターコロナでの企業の経済活動の変化が、オフィスの拡大・縮小・分散を生み、引き続き増加傾向にあり、オフィス家具需要は堅調に推移するものと思われま

す。このような状況の中、当社は競争力のあるリユースカテゴリー及びソリューションの開発、既存顧客の満足度向上に向けたフォローアップや、総合力の強化を積極的に図るとともに、強みである買取力を更に強化し、質の向上を目指すため、次のような課題に取り組んでまいります。

(1) リユース商品取引先開拓及び仕入体制の強化

当社が取扱うリユース商品の仕入には、企業の移転ニーズを情報として入手することが重要な要素となります。

しかし、当社は継続的な取引を行える商材が少ないため、リユース商品仕入に係る情報収集力が鍵となります。

当社の事業の拡大のためには、取引先との継続的な関係の構築が必要不可欠と考えており、またこれまでの仕入先のフォロー等を行うことによりリピーター顧客からの良質なリユース品の獲得に注力しております。

(2) 安全対策及び物流体制の強化

当社の取扱商品のオフィス家具・オフィス機器は一般的に大型のものが多く、また、近年は業容拡大により取扱量も多くなっており、地震等による天災だけでなく、取扱時における事故等は当社にとって重要なリスクであると認識しております。また、設備事故リスクも潜在的に存在しており、より高い意識の安全対策強化が求められています。

他にも、運輸業界におけるインターネット通販の拡大及び生産年齢人口の減少に起因した車両及び労働力不足も課題として顕在化しており、当社グループにおいて配送手段の安定的な確保と倉庫内業務の生産性向上は今後の重要な課題となっております。

そのため、安全性の確保及び更なる物流センター機能の強化を目的に、安全対策委員会を毎月開催しております。さらに、当社のみならずパートナー協力会社においても安全への取り組みを強化していただく目的から、毎年、パートナー協力会社を招いて安全衛生会議を開催し、安全への意識及び知識の向上を図っております。

(3) 知名度の向上

当社は、業界内においては、一定の知名度を確保しているものの、世間一般的には知名度はまだ低く、事業規模も発展途上にあります。そのため、類似業態であるリユース・リサイクル業を主とする大企業と競合した際に、知名度や企業規模の差により受注できないこともあります。

今後、従業員教育の徹底により顧客満足度を高め、また、ユーザーからの信頼を獲得し、世間で最も支持されるリユース企業という評価を得ることで、知名度を向上させていく所存であります。

(4) コンプライアンスの確保

当社が属するオフィスリユース業界には、古物営業法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)等の規制があります。業界の中にはこれらの法律を遵守しない不適正・違法な事業者も存在しており、リユース業を取り巻く法的環境の整備がすすめられております。予期せぬ各種規制の大幅な変更が行われた場合、当社業績にも影響を及ぼす可能性があります。当社は日本リユース業協会に加盟し、引き続き状況を注視するとともに、顧問弁護士等との連携を図りつつ更なるコンプライアンスの充実に努める所存であります。また、当社の事業で成長著しい、内装工事業においても建設業法等の規制があります。上記古物営業法、廃掃法ともに当社では三大業法と位置づけ、専門組織を形成し、取り組んで参ります。

(5) 人材の確保と育成

当社は店舗の新規出店やリユース商材の種類を増やし事業の拡大を図っております。そのため、各部門でマネージャーとスタッフの育成が必要であり、新卒及び中途での優秀な人材の採用を行うとともに、新入社員から管理者にいたるまでの人材育成の強化を図っていく所存であります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) リユース品の仕入について

当社は、オフィス家具及びOA機器のリユース品販売事業をその中核としておりますが、これらリユース品は、新品と異なり仕入数量の調整が難しく、商品を安定的に確保することは当社の経営上の要所を占めております。当社では、当社店舗での買取のほか、企業の移転・統廃合案件に際するリユース品の買取やリユース品取扱事業者等からの仕入等、仕入経路の多様化を図ることで、商品の安定的な確保に努めております。しかしながら、今後の景気動向、同業他社の台頭や新規業者の参入等による買取・仕入価格の上昇や商品数の不足等により、安定的な商品の確保に支障をきたした場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、リユース品は新品に比較し売上総利益率が高い傾向にあり、当社利益の源泉となっておりますが、買取・仕入価格の上昇や、リユース品の不足分を新品仕入により補うケースが増加する場合には、当社の売上総利益率が低下する可能性があります。

(2) 出店方針について

当社は、首都圏や地方の中核都市を中心に中古オフィス家具・OA機器の販売店舗を展開しておりますが、今後も採算性を重視しながら、継続的に出店を行っていく方針であります。出店先の選定にあたっては、物件の状況、契約条件、周辺地域の事業所数やその動態、交通の便、競合店の状況等を勘案して判断しております。このため、当社が計画している時期に当社の出店条件に合致した物件を確保できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、現時点においては当社に該店舗はありませんが、店舗面積が1,000㎡を超える店舗を出店する場合には「大規模小売店舗立地法」による規制を受けることとなります。

(3) 敷金及び保証金について

当社は、出店に際して賃借物件により店舗開発を行うことを基本方針としております。当社は、物件を借り受けるにあたっては、賃貸人に対して敷金及び保証金を差入れており、2025年12月期末における残高は456,999千円（総資産額に対して5.0%）となっております。これらの敷金及び保証金は、契約解消時に返還されることとなっておりますが、賃貸人の事情によりその一部又は全部が回収できなくなる可能性があります。また、当社の都合で賃貸借契約を中途解約した場合には、契約内容によっては敷金及び保証金の一部が返還されなくなる場合があります。

賃貸借契約解消時に必要な原状回復費用につきましては、「資産除去債務に関する会計基準」を適用し、貸借対照表上、固定負債に資産除去債務として137,196千円計上しております。

(4) 古物営業法に関する規制について

当社が取扱うリユース品は「古物営業法」に定められた「古物」に該当いたします。出店に際しては、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を得ることが求められており（同法第5条）、当社の店舗や営業所は東京都で営業許可を取得しております。古物営業法は盗品の売買を防止する目的で定められたものであり、当社では同法の趣旨に従い、同法に定められた手続きに則って適切に業務を遂行するため、古物営業法に係る社内マニュアルの整備、社員教育等を実施し、古物台帳の管理の徹底等の施策を行っております。本書公表日現在において、当社において許可の取消し事由は発生しておりませんが、万一同法に違反した場合には、営業許可の取消し、又は営業停止等の処分を受けることにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が買取った商品が盗品又は遺失物であった場合には、同法20条に基づき、盗難又は遺失の時から1年以内であれば無償で被害者等への返還に応じなければならず、損失が発生することがあります。

① 許可の取消し

同法第6条、第24条のいずれかに該当する場合には、公安委員会により許可の取消処分が行われる場合があります。

② 営業の全部又は一部の停止（6ヵ月以内）

同法第24条に該当する場合には、公安委員会により営業の全部又は一部の停止処分が行われる場合があります。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）に関するリスク

① 法規制の強化又は変更に関するリスク

当社が引揚サービスにおいて取り扱う「中古オフィス用品」は、もともと企業が廃棄物として排出する予定のもので、よって、当社が買取りを行わなかった物品は廃掃法に規定する「産業廃棄物」として、同法の規制を受けることとなります。当社では、廃掃法に関する各種取扱いについて社員教育を徹底するとともに、その遵守状況について内部監査によるチェック体制を強化する等、法令遵守体制を整備しており、法的に問題のないサービスを提供し事業を展開しております。しかしながら、今後の同法の改正や解釈の変更等に伴い規制範囲や規制方法等が変更された場合、提供できるサービスの内容が制限され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 産業廃棄物処理に伴うリスク

当社の引揚サービスの過程において、当社は顧客企業が廃棄物として排出しようとする物品のうち有価物と認められるものを当社の判断で買取っておりますが、そのうち有価物と認められないものについては、顧客企業の廃棄物となり、顧客企業自身が排出を行う事業者として廃掃法に則って適正に廃棄する責任を負います。

当社の引揚サービスは、顧客企業に対して廃棄物の処理に適応する産業廃棄物処理業者を仲介するとともに、適正な処理が完了するまでの産業廃棄物処理業者との手続き及び決済の代行を行っております。顧客企業が排出する廃棄物の処理に関しては、当社が仲介する産業廃棄物処理業者と顧客企業が直接産業廃棄物処理委託契約を締結し、契約及び廃掃法その他の関連法令に基づき、適正に廃棄物の処理を行うものとしています。

当社は廃掃法に定める産業廃棄物処理業を行う者ではなく、廃棄物の処理に関しては顧客企業が産業廃棄物処理業者と直接契約を行っているため、当社には廃掃法に関する責任は生じないと認識しておりますが、当社が仲介した産業廃棄物処理業者において不法投棄等の違法行為が発生した場合には、当社が顧客企業から損害賠償等を求められる可能性があり、同時に風評等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 情報管理について

① 個人情報の管理について

当社は、古物営業法等の規則により、商品を買取る際、相手先の個人情報を入手することがあります。また、販売に際してクレジットカード情報等の個人情報を取得することがあります。このように当社は「個人情報保護法」に定められた個人情報取扱業者に該当するため、当社は社内規程等の整備、社員教育を中心とした社内管理体制の強化、社内情報についての不正な持ち出し及び不正アクセス等に対する情報管理の強化等に取り組んでおり、今後も個人情報の保護に努めてまいります。入手した個人情報は社内管理規定に基づいて厳重に管理しておりますが、これらの対策にもかかわらず犯罪行為やコンピューターシステムの障害等により情報の漏洩・流出の起こる可能性は否定できず、そのような事態が発生した場合には、損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 中古OA機器に係る残存情報について

当社はリースアップ後の中古OA機器をクリーニング・再生し販売しておりますが、中古のOA機器につきましても、前使用者の使用によって蓄積された情報が残存していることがあります。

当社は中古OA機器の再生の過程において、それらの情報について可能な限りの手法を用いて消去し、そうした情報が残らない形にして販売しておりますが、万が一、再生の過程においてかかる情報の漏洩等の不測の事態が発生した場合、当社の信用の失墜、事後対応による多額の費用の発生等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、一旦消去した情報を復活させる技術等は、一般には存在しないと認識しておりますが、そうした技術等が今後一般化されて情報が悪用された場合、リユース商品全体に対する社会的信用の失墜により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他の法的規制等について

当社の事業は、仕入・販売・サービス（引揚サービス等）の際の運送について「貨物利用運送事業法」、不動産仲介サービス等について「宅地建物取引業法」等の法的規制その他の法的規制を受け、下記の免許・許可・登録を受けております。

許認可の名称	取得日	期限	許認可等番号
宅地建物取引業	2024年2月14日	2029年2月13日	東京都知事（4） 第 90179 号
第一種貨物利用運送事業	2008年8月28日	なし	関自貨第928号
高度管理医療機器等販売業・賃貸業	2024年11月1日	2030年10月31日	松保第 0952 号
動物用高度管理医療機器等販売業・賃貸業	2024年11月13日	2030年10月2日	6中高002

許認可の名称	取得日	期限	許認可等番号
一般建設業 内装仕上工事業	2025年1月24日	2030年1月23日	国土交通大臣許可 (般-6) 第26676号
一般建設業 解体工事業	2024年6月2日	2027年6月1日	国土交通大臣許可 (般-4) 第26676号
一級建築士事務所	2024年7月15日	2027年7月14日	第203638号
産業廃棄物収集運搬業 (東京都)	2021年1月31日	2026年1月30日※1	第13-00-157967号
産業廃棄物収集運搬業 (千葉県)	2024年1月11日	2028年10月31日	第01200157967号
産業廃棄物収集運搬業 (埼玉県)	2022年12月1日	2027年9月18日	第01100157967号
産業廃棄物収集運搬業 (神奈川県)	2022年12月12日	2027年10月22日	第01400157967号
産業廃棄物収集運搬業 (大阪府)	2024年5月30日	2029年5月29日	第02700157967号
産業廃棄物収集運搬業 (宮城県)	2024年7月23日	2029年7月22日	第00400157967号
産業廃棄物収集運搬業 (福岡県)	2024年7月30日	2029年7月29日	第04000157967号
産業廃棄物収集運搬業 (愛知県)	2024年7月30日	2029年7月23日	第02300157967号

(注) 1. 当該許可については更新申請を行っており、現在更新手続中であります。なお、同法の規定により更新申請がなされた場合、処分がなされるまで従前の許可は有効とされています。

将来、予期せぬ要因によりこれらの免許・許可等につき取消し等の処分を受けた場合、また、更新が行えなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が規制を受けているその他の法律には、「特定商取引に関する法律」、「電気用品安全法」及び「特定家庭用機器再商品化法」等があります。なお、短時間労働者に対する社会保険適用基準の拡大等の各種法令の改正等に伴い、新たな対応コストが発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定人物への依存について

当社の代表取締役会長天野太郎氏は、当社の創業者であり、当社グループの経営戦略や営業戦略の決定及びその遂行において、重要な役割を果たしております。当社グループの幅広い事業領域に係る知識とノウハウ・人脈等を有しており、代替要員を確保することは困難です。当社では、取締役会やその他の会議における取締役及び社員の情報共有や経営基盤の強化に取り組み、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 大株主との関係について

(株)テンポスホールディングスは、本書公表日現在、当社議決権の27.89%を所有する大株主であり、その他の関係会社に該当しております。同社との状況については、「第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のあるとおりになります。

当社は、同社との間で特段の人的関係を有しておりません。また、同社グループとの取引条件等は、いずれも他社との取引条件等と同等であり、取引規模も軽微な規模となっております。

(株)テンポスホールディングスは、100%連結子会社として(株)テンポスバスターズを保有しており、(株)テンポスバスターズは、主に飲食店向けの新品及びリサイクル品の調理道具、食器、椅子・テーブル、厨房機器等の販売を行っておりますが、あくまで飲食店向けのものであり、当社グループが扱っているオフィス向けの商品・サービスとは競合しないものとなります。このため、(株)テンポスホールディングスグループ内での当社グループの位置付けとしては、独立して事業を行っております。

(株)テンポスホールディングスの当社株式の保有方針は、安定保有の方針ですが、保有方針等に変更があった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 知的財産権に係る方針等について

当社は物品の販売を主業務としておりますので、知的財産権に係る事項に関与する機会は少ないと認識しております。当社は「オフィスバスターズ」の名称とインターネットのドメイン等、最低限の知的財産権のみを商標登録しており、その他の知的財産権を所有しておりません。

当社のサービスの説明に使用している用語は、一般名称として使用されるものと認識しております。また、Webサイトの名称についても一般的な名称に近いものを使用しており、万が一他社が用語等を商標登録することがあった場合、サイトをリニューアルすることによって容易に対応することができるものと考えております。今後、当社の事業運営上、重要であると判断するWebサイト等については商標登録をし、知的財産権の保全に積極的に取り組

む予定であります。

また、当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業分野で当社が認識していない知的財産権がすでに成立している可能性があります。かかる場合においては、当社が第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等、又は当社に対するロイヤリティの支払い請求等を受けることにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、本発行者情報公表日現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(12) コンプライアンスに関するリスク

当社グループは企業倫理の確立による健全な事業活動を基本方針とする「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス推進体制を構築するとともに、役員・社員への教育啓発活動を随時実施し、企業倫理の向上及び法令遵守の強化に努めています。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 法令の新設・改廃等に関するリスク

当社グループの主な事業分野は、古物営業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設業法、建築基準法、宅地建物取引業法、さらには安全・環境、労働、ハラスメント関連の法令等、さまざまな法的規制を受けており、当社において違法な行為があった場合には、業績や企業評価に影響を及ぼす可能性があります。また、社会や時代の変化により、新たな法規制の制定や法令の改廃等があった場合にも、業績や企業評価に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは業務遂行の一環として、個人情報や機密情報を取り扱うことがあります。これらの情報について、サイバー攻撃等による情報セキュリティ事故が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い、法的罰則等により、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自然災害・事故災害に関するリスク

気候変動により台風や洪水等といった風水害の規模が大きくなるなど、自然災害へのリスクが高まっています。当社グループは、生産活動の中断による損害を最小限に抑えるため、安全活動を推進していますが、突発的に発生する災害や天災、感染症の流行、不慮の事故等で商品調達等に遅れが生じた場合や電力・物流をはじめとする社会インフラの機能が低下した場合等には、当社グループの業績及び財務状況が悪影響を被る可能性があります。

(16) 人材の確保と育成に関するリスク

当社グループは、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育等を行うことによって体制の拡充を図っております。しかし、適切な人材を十分に確保できず、あるいは在職中の従業員が退職するなどした場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の事業拡大に向け、特に営業人員の確保が必要となりますが、採用が計画どおり進まなかった場合、あるいは営業人員の流出が生じた場合には、事業拡大の制約となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 配送業者への依存について

当社グループの取扱商品の配送は、その大部分を配送業者に委託しており、日頃より良好な関係性の構築を心がけております。しかし、配送業者の経営方針に変更が生じた場合、代替措置に伴う追加の費用等が発生することも考えられ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、長期的な企業価値向上のため、役員及び従業員に対しインセンティブとして信託型新株予約権を発行

しております。当連結会計年度末現在、新株予約権による潜在株式総数は80,000株であり、発行済株式総数1,614,200株の4.96%に相当します。これらの新株予約権の行使可能期間は2022年12月26日から2032年12月25日までであり、この期間内に行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(19) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2017年11月1日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

〈J-Adviser 契約解除に関する条項〉

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限り)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は

解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日。

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期

間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

経営上の重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は6,773,531千円で、前連結会計年度末に比べ642,249千円増加しております。現金及び預金の増加399,018千円、売掛金の増加123,398千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は2,281,487千円で、前連結会計年度末に比べ315,087千円増加しております。レンタル資産の増加112,756千円、敷金及び保証金の増加105,461千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は3,048,452千円で、前連結会計年度末に比べ126,335千円増加しております。買掛金の増加256,561千円、未払法人税等の減少104,713千円、契約負債の増加148,339千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は185,977千円で、前連結会計年度末に比べ46,331千円減少しております。長期借入金の減少37,663千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は5,820,588千円で、前連結会計年度末に比べ877,333千円増加しております。当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益による増加869,252千円が変動要因であります。

(3)経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1)業績」に記載しております。

(4)キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5)経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施いたしました設備投資額は433,338千円となりました。そのうち主要なものはレンタル事業に伴うレンタル資産の購入366,742千円によるものであります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備投資は、次の通りであります。

(1) 発行者

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)(注)1
			建物	工具、器 具及び備 品	ソフトウ ェア	その他 (注)2	合計	
本社(東京都千代田区)	東日本セ グメント	管理設備	19,964	7,807	52,909	10,225	90,906	266(34)
東北エリア、関東エリア、 中部エリア	東日本セ グメント	店舗設備	87,583	8,273	3,883	209	99,949	131(39)
関西支社(大阪府大阪市中央 区)	西日本セ グメント	管理設備	25,677	1,315	846	1,300	29,140	49(2)
関西エリア、九州エリア	西日本セ グメント	店舗設備	63,963	2,273	314	77	66,628	66(11)

(2) 子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名) (注)1	
				建物	土地 (面積 ㎡)	レンタ ル資産	工具、 器具及 び備品	ソフト ウェア	その他 (注)2		合計
(株)レンタ ルバスター ズ	本社 他2営業 所、越中島IT ベース 他2施 設	東日本 セグメ ント	事業 所/倉庫	36,745	-	554,849	35,264	0	369	627,720	82(26)
(株)CBM	本社(東京都千 代田区)	東日本 セグメ ント	事業所	191	-	-	1,819	-	770	2,781	55(11)
(株)バスタ ープロジテ ック	本社(東京都千 代田区)	東日本 セグメ ント	事業所/ 倉庫	54,400	96,081 (2,505)	-	12,667	693	1,169	165,013	1(0)
(株)新日東	本社(茨城県那 珂市)	東日本 セグメ ント	事業所	10,456	16,200 (894)	-	693	128	137	27,614	19(1)

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートアルバイト)は、当連結会計年度の平均人員を()外数で記載しております。

2. 帳簿価額のうちその他は一括償却資産と車両運搬具とソフトウェア仮勘定であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,200,000	1,585,800	1,614,200	1,614,200	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,200,000	1,585,800	1,614,200	1,614,200	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	40,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,004(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年12月26日 至 2032年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,004 資本組入額 1,002(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数に関する事項

新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株です。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の目的である株式1株あたりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、2,004円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後調整前 行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行 1株あたり 株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付がなされることとなる新株予約権または普通株式以外の種類の株式が発行される場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2023年12月期から2027年12月期の事業年度において、当社の連結経常利益が一度でも1,500百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとします。なお、上記の連結経常利益の判定においては、当社の発行情報または有価証券報告書に記載された連結損益計算書における連結経常利益の数値を用いるものとし、当該連結損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前連結経常利益をもって判定するものとします。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。
- (2) 新株予約権者は、当社普通株式がプライム市場、スタンダード市場またはグロース市場のいずれかの金融商品取引所に上場された場合にものみ本新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。
- (5) 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合、下記(4)における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとします。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、下記(6)に基づき再編対象会社の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げません。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (4) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の

到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではありません。

- (5) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. (1)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができます。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではありません。
- (6) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (1)に準じて決定します。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の決議による承認を要するものとします。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記4. (1)に準じて決定します。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記⑤に準じて決定します。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
6. 当社代表取締役会長である天野太郎は、当社グループ役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、2022年12月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年12月12日付でコタエル信託株式会社を受託者として時価発行新株予約権信託(以下「本信託」という)を設定しており、当社は本信託の受託者に対して、会社法に基づき2022年12月26日に第1回新株予約権を発行しております。本信託は、当社グループの現役職員及び将来採用された役職員等に対して、将来の功績に応じて、コタエル信託株式会社に付与した第1回新株予約権40,000個(1個あたり1株相当)を段階的に分配するものです。第1回新株予約権の分配を受けた者は、第1回新株予約権発行要綱の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託の概要は以下の通りです。なお、2023年5月1日付で株式分割(1株につき2株の割合)を行ったため、本発行情報作成時点において1個あたり2株相当となっております。

信託の名称	時価発行新株予約権信託
委託者	天野太郎
受託者	コタエル信託株式会社
信託契約日	2022年12月12日
信託財産	第1回新株予約権 40,000個
信託の目的	受託者は、受益者指定日まで信託財産である新株予約権（及び金銭）を管理し、受益者指定日に受益者が確定し次第、これを受益者に交付する
受益者	受益者指定日において当社役職員等の中から、当社が別途定める交付ガイドラインに従い指定されたものが受益者となる。なお、委託者及びその親族並びにこれらの者を実質的支配者とする法人や組合は含まない。
受益者指定日	受益者指定日とは、新株予約権の交付対象者が決定される日をいい、本信託においては2023年3月末以降毎年3月末、6月末、9月末及び12月末とされる。但し、ロックアップ期間中は当社役職員等を受益者として指定しない。
評価委員会	<p>受益候補者に対するインセンティブパッケージの付与、本評価、受益者指定日における受益者指定、並びに交付ガイドラインの改訂に関する意思決定機関をいう。</p> <p>評価委員会は、当社の管理担当取締役及び社外役員複数名によって構成され、多数決により決定されるものとする（念のため、委託者は参加することができない。また、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできない。）。なお、評価委員会が組織されるまでの間は、委託者、代表取締役及び人事担当取締役以外の取締役又は人事担当の役職者以外の役職者によって、評価委員会の権限を代行し、追認を得るものとする。この場合であっても、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできないものとする。</p>

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年 5月 1日 (注)	807,100	1,614,200	-	74,950	-	25,050

(注)2023年3月14日開催の取締役会決議により、2023年5月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	5	-	-	61	66	-
所有株式数(単元)	-	-	-	6,643	-	-	9,499	16,142	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	41.1	-	-	58.9	100	-

(注) 自己株式1,000株は、「個人その他」に10単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
天野 太郎	東京都港区	729,300	45.21
株式会社テンポスホールディングス	東京都大田区東蒲田2-30-17	450,000	27.89
株式会社アトライ	東京都港区新橋1-18-21	150,200	9.31
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麴町5-1-1	60,000	3.72
熊谷 正慶	千葉県柏市	52,000	3.22
大森 潮見	東京都大田区	40,000	2.48
オフィスバスターズ従業員持株会	東京都千代田区内神田1-1-7	22,400	1.39
岡田 克毅	東京都港区	11,000	0.68
南崎 泰臣	東京都世田谷区	8,800	0.55
藤本 匡彦	東京都世田谷区	7,600	0.47
計	-	1,531,300	94.92

※株式会社アトライは代表取締役会長天野太郎の資産管理会社であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,613,200	16,132	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
発行済株式総数	1,614,200	-	-
総株主の議決権	-	16,132	-

②【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社オフィスバスターズ	東京都千代田区内神田1-1-7	1,000	-	1,000	0.06
計	-	1,000	-	1,000	0.06

(9) 【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は、(2)新株予約権等の状況に記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

①従業員株式所有制度の概要

当社グループは、オフィスバスターズ従業員持株会(以下、「持株会」といいます。)に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の財産形成の一助として会社の発行する株式の保有を奨励し、その取得を容易ならしめることを目的として導入しております。

②従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

③当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

会員は、当社及び子会社の従業員(パート、アルバイトを除く)に限定しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	1,000	-	1,000	-

3 【配当政策】

当社は、現時点では成長過程にあるため、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、会社設立以来、配当を行っておりません。しかしながら、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、事業展開の状況、業績や財政状態等を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していく方針です。

当社の剰余金の配当は、年2回毎事業年度末日及び6月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し支払うことを基本的な方針としております。毎事業年度末日における期末配当の決定機関は株主総会であり、毎年6月30日における中間配当の決定機関は取締役会であります。

内部留保資金につきましては、事業拡大のための人材の採用や設備投資に充当していく予定であります。

配当を実施する場合の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高（円）	3,500	—	—
最低（円）	3,500	—	—

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

なお、2023年12月13日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 14.3 %)

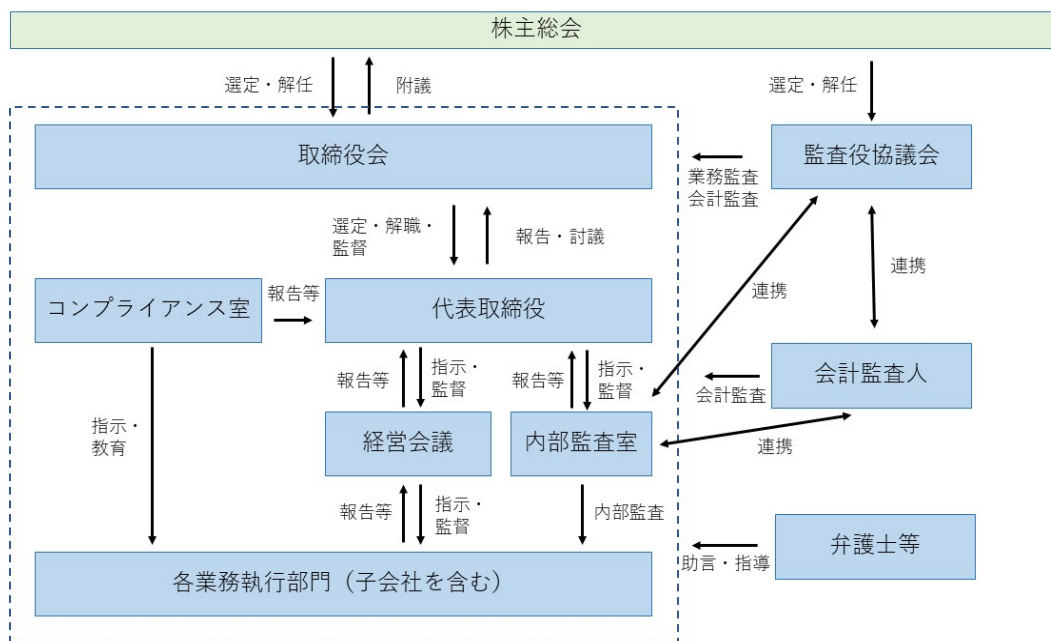
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	会長	天野 太郎	1970年 7月7日生	1993年4月 丸紅(株)入社 2002年6月 (株)アトライ設立 代表取締役就任(現任) 2003年6月 (株)オフィスバスターズ設立 代表取締役社長 2015年1月 (株)レンタルバスターズ設立 代表取締役就任(現任) 2017年1月 (株)C B M 取締役就任(現任) 2018年1月 (株)オフィスバスターズ 代表取締役会長就任(現任) 2020年4月 (株)バスターズロジテック設立 代表取締役就任(現任) 2021年3月 (株)サーキュラーエコ・ホールディングス設立 代表取締役就任(現任) 2024年11月 (株)新日東 取締役就任(現任) (株)エス・キャビネット 取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	879,300
代表取締役	社長	熊谷 正慶	1973年 9月11日生	1996年4月 (株)東京三菱銀行(株)三菱UFJ銀行)入行 2006年4月 (株)オフィスバスターズ入社 2007年7月 (株)オフィスバスターズ 取締役 2012年1月 (株)オフィスバスターズ 専務取締役 2013年1月 (株)オフィスバスターズ 取締役副社長 2018年1月 (株)オフィスバスターズ 取締役社長 2019年1月 (株)オフィスバスターズ 代表取締役社長 ハイブリッド・ヤード本部長 2024年1月 (株)オフィスバスターズ 代表取締役社長 物流マーケティング本部長就任 2024年3月 (株)レンタルバスターズ 取締役就任(現任) 2026年 1月 (株)オフィスバスターズ 代表取締役社長(現任)	(注)3	(注)5	52,000
専務取締役	グループ・コーポレート本部長	藤本 匡彦	1973年 9月24日生	1996年4月 住友商事(株)入社 2003年8月 インターナショナルSOSジャパン(株)入社 2007年9月 (株)オフィスバスターズ入社 2013年1月 (株)オフィスバスターズ 執行役員 環境企画部長 2015年3月 (株)オフィスバスターズ 取締役 リユースソリューション本部長 2021年1月 (株)オフィスバスターズ 常務取締役 商品ソリューション本部長 2021年7月 (株)オフィスバスターズ 常務取締役 コーポレート本部長 2023年1月 (株)オフィスバスターズ 専務取締役 コーポレート本部長 2024年1月 (株)オフィスバスターズ 専務取締役 グループ・コーポレート本部長(現任)	(注)3	(注)5	7,600
常務取締役	物流マーケティング本部長	鈴木 佳貴	1973年 4月17日生	1997年4月 (株)東京三菱銀行(株)三菱UFJ銀行)入行 2002年2月 ブルデンシヤル生命保険(株)入社 2010年11月 (株)オフィスバスターズ入社 2018年1月 (株)オフィスバスターズ 執行役員 リユースソリューション副本部長 2019年12月 (株)C B M 取締役就任(現任) 2021年3月 (株)オフィスバスターズ 取締役 オフィスソリューション本部長 2021年9月 (株)アイアールイー 取締役就任(現任) 2023年1月 (株)オフィスバスターズ 常務取締役 オフィスソリューション本部長 2024年1月 (株)オフィスバスターズ 常務取締役 商品ソリューション本部長就任 2026年 1月 (株)オフィスバスターズ 常務取締役 物流マーケティング本部長就任(現任)	(注)3	(注)5	1,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
社外 取締役	-	平島 有希	1981年 9月27日	2014年1月 弁護士登録 2023年5月 株式会社デベロップ 社外監査役 (現任) 2023年5月 株式会社リソー教育 社外監査役 (現任) 2024年4月 増田パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士 (現任) 2025年4月 (株)オフィスバスターズ 社外取締役就任(現任)	(注)3	-	-
監査役	-	市河 明	1951年 5月9日生	1974年4月 (株)三菱銀行(株)三菱UFJ銀行) 入行 2003年7月 協栄産業(株)入社 2019年3月 (株)オフィスバスターズ 監査役就任(現任)	(注)4	(注)5	-
監査役	-	嶽本 智之	1979年 4月27日生	2006年2月 ケイエムティ(株) 取締役 2010年10月 (株)オフィスバスターズ入社 社長室長 コーポレー ト室長 歴任 2018年11月 プレミアアンチエイジング(株)入社(現任) 2019年3月 (株)オフィスバスターズ 非常勤監査役就任(現任)	(注)4	(注)5	-
計							940,500

- (注)1. 取締役 平島 有希は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 市河 明は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2022年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2025年12月期における役員報酬の総額は116,540千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の商品やサービスをご利用頂くお客様や、株主や投資家、お取引先等に対し、リユースを通じて循環社会の形成に寄与することで評価され、永続的な発展と成長をし続けることが重要だと認識しております。当該認識のもと、当社の取締役、監査役においては、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制の見直しと改善に努めております。

また、経営活動に対する監視・チェック機能の強化、透明性の向上、コンプライアンス及びリスク管理の徹底や、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図っていくことで、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と非常勤監査役1名の計2名おります。監査役は監査役協議会規則に基づき、毎月1回監査役協議会を開催するほか、必要に応じ臨時監査役協議会を開催し、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監督するとともに、適時必要な意見を述べております。また、監査役は監査法人及び内部監査担当と監査方針等について意見交換を行い、監査の方法や結果について連携を図っております。

監査役は、各部門への必要に応じた調査、また、部門長との面談による情報を入手し、監査役協議会及びメール等で報告を行い情報の共有を行っています。また公認会計士との意見交換も行っております。加えて定期的に、各店舗・センターへの実査を行っています。

ハ、会計監査

当社は、有限責任大有監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は鴨田真一郎氏、桑原桂子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名その他2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ、経営会議

当社の取締役、執行役員、事業会社の事業部門責任者及びこれに準じる者をもって構成しております。取締役会での決定を受けてグループ全体の業務執行にあたっての方向付け、執行部門の検討、責任と権限の明確化を行い業務執行の円滑化を図るとともに、取締役会での決議を必要とする事項の取りまとめ方針などを協議しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社グループの内部監査は、代表取締役社長の直轄部署である、内部監査室が業務を監査しております。同室は、非監査部門からの独立性を確保しながら、営業・管理両面からリスクに応じた監査を実施しております。内部監査結果については、四半期ごとに取締役会へ報告すると共に、緊急を要する重要事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項がある場合には、常勤の監査役に意見を求めた上で都度、取締役会に報告しております。また、同室は、法令及び会社規程に違反する行為を発見した場合の内部通報窓口機能を設置しております。

一方、監査役監査では、コーポレート・ガバナンス体制の実効性維持・向上のため、取締役に対する監査・監督を行い、必要に応じて各種の報告請求や調査を行うことにより、経営層の牽制をおこなっております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署としてコーポレート本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役を1名、社外監査役を1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役 平島有希氏ならびに社外監査役 市河明氏は、当社との間には人的関係、資金的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役(社外取締役を除く)	109,365	86,219	23,146	-	4
監査役(社外監査役を除く)	1,200	1,200	-	-	1
社外役員	5,975	5,975	-	-	2

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫取締役及び監査役の実任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度額の範囲内において、取締役会の決議によってその責任を免除できる旨を定款に定めております。

⑬非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑭株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	27,720	-
連結子会社	-	-
計	27,720	-

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表について、有限責任大和監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,687,217	4,086,235
受取手形	※3 35,949	※3 39,011
売掛金	1,579,605	1,703,003
商品	365,724	418,194
仕掛品	256,408	331,851
その他	208,631	196,970
貸倒引当金	△2,254	△1,734
流動資産合計	6,131,281	6,773,531
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※2 275,559	※2 298,984
レンタル資産(純額)	442,093	554,849
工具、器具及び備品(純額)	66,780	70,114
土地	※2 112,281	※2 112,281
その他(純額)	5,952	3,754
有形固定資産合計	※4 902,667	※4 1,039,983
無形固定資産		
のれん	38,620	30,896
ソフトウェア	62,766	58,775
その他	34,721	11,120
無形固定資産合計	136,108	100,791
投資その他の資産		
投資有価証券	122,084	132,665
関係会社株式	12,092	66,599
長期貸付金	4,392	—
敷金及び保証金	351,537	456,999
繰延税金資産	149,620	121,620
その他	287,897	362,826
投資その他の資産合計	927,623	1,140,711
固定資産合計	1,966,399	2,281,487
資産合計	8,097,681	9,055,018

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	125,297	68,918
買掛金	1,060,073	1,316,635
短期借入金	60,000	—
1年内返済予定の長期借入金	54,033	37,663
未払金	214,680	184,823
未払法人税等	289,830	185,117
未払消費税等	127,390	125,597
預り金	114,061	124,932
契約負債	436,519	584,858
賞与引当金	82,059	94,469
その他	358,171	325,436
流動負債合計	2,922,117	3,048,452
固定負債		
長期借入金	50,315	12,652
資産除去債務	141,228	137,196
繰延税金負債	13,446	13,574
退職給付に係る負債	15,564	16,970
その他	11,753	5,583
固定負債合計	232,308	185,977
負債合計	3,154,426	3,234,429
純資産の部		
株主資本		
資本金	74,950	74,950
資本剰余金	57,150	57,150
利益剰余金	4,810,855	5,680,108
自己株式	△900	△900
株主資本合計	4,942,055	5,811,308
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	—	8,080
その他の包括利益合計	—	8,080
新株予約権	1,200	1,200
純資産合計	4,943,255	5,820,588
負債純資産合計	8,097,681	9,055,018

②【連結損益計算書及び連結包括利益損益計算書】

【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 18,389,729	※1 20,964,558
売上原価	※2 11,120,654	※2 12,814,621
売上総利益	7,269,075	8,149,937
販売費及び一般管理費	※3 6,161,084	※3 6,858,262
営業利益	1,107,991	1,291,674
営業外収益		
受取利息	823	6,873
受取配当金	2,815	4,546
為替差益	1,274	—
報奨金収入	3,226	—
立退補償金	15,000	—
損害賠償金収入	—	3,734
その他	5,247	8,881
営業外収益合計	28,387	24,036
営業外費用		
支払利息	1,213	2,343
為替差損	—	319
消費税調整	863	1,352
商品修繕費	1,212	—
その他	691	1,132
営業外費用合計	3,981	5,147
経常利益	1,132,396	1,310,563
特別損失		
減損損失	※5 22,331	—
関係会社株式評価損	—	※4 3,972
固定資産除却損	—	4,495
特別損失合計	22,331	8,467
税金等調整前当期純利益	1,110,065	1,302,095
法人税、住民税及び事業税	427,726	408,877
法人税等調整額	△53,550	23,965
法人税等合計	374,175	432,843
当期純利益	735,889	869,252
親会社株主に帰属する当期純利益	735,889	869,252

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	735,889	869,252
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	8,080
その他の包括利益合計	—	8,080
包括利益	735,889	877,333
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	735,889	877,333

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	74,950	57,150	3,980,704	△900	4,111,904
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	735,889	—	735,889
連結範囲の変動に伴う子会社剰余金の増加高	—	—	94,261	—	94,261
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	830,151	—	830,151
当期末残高	74,950	57,150	4,810,855	△900	4,942,055

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益累 計額合計		
当期首残高	—	—	1,200	4,113,104
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	735,889
連結範囲の変動に伴う子会社剰余金の増加高	—	—	—	94,261
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	830,151
当期末残高	—	—	1,200	4,943,255

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	74,950	57,150	4,810,855	△900	4,942,055
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	869,252	—	869,252
連結範囲の変動に伴う子会社剰余金の増加高	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	869,252	—	869,252
当期末残高	74,950	57,150	5,680,108	△900	5,811,308

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益累 計額合計		
当期首残高	—	—	1,200	4,943,255
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	869,252
連結範囲の変動に伴う子会社剰余金の増加高	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8,080	8,080	—	8,080
当期変動額合計	8,080	8,080	—	877,333
当期末残高	8,080	8,080	1,200	5,820,588

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,110,065	1,302,095
減価償却費	295,424	339,369
のれん償却額	—	7,724
減損損失	22,331	—
関連会社株式評価損	—	3,972
賞与引当金の増減額(△は減少)	6,115	12,409
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△8,839	△519
受取利息及び受取配当金	△3,638	△11,420
支払利息	1,213	2,343
為替差損益(△は益)	△784	195
有形固定資産除却損	—	4,495
売上債権の増減額(△は増加)	△189,941	△126,460
棚卸資産の増減額(△は増加)	22,343	△128,214
仕入債務の増減額(△は減少)	34,561	181,546
未払金の増減額(△は減少)	25,592	△42,036
未払消費税等の増減額(△は減少)	△10,006	2,033
預り金の増減額(△は減少)	6,756	10,467
契約負債の増減額(△は減少)	35,815	148,339
レンタル資産の売却による原価振替高	32,823	18,344
その他	113,694	△48,370
小計	1,493,530	1,676,314
利息及び配当金の受取額	3,580	11,087
利息の支払額	△1,049	△2,223
法人税等の支払額	△319,860	△512,037
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,176,200	1,173,140
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	—	△5,120
定期預金の払出しによる収入	—	1,080
有形固定資産の取得による支出	△419,285	△423,386
有形固定資産の売却による収入	4,609	1,941
無形固定資産の取得による支出	△29,513	△9,951
投資有価証券の取得による支出	—	△327
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △133,407	—
関連会社株式の売却による収入	—	2,000
新規非連結子会社の取得に伴う支出	—	△58,479
短期貸付金による支出	△3,000	△11
長期貸付金の回収による収入	8,856	8,598
敷金及び保証金の差入れによる支出	△23,560	△141,224
敷金及び保証金の返却による収入	35,791	39,017
その他	△32,804	△78,070
投資活動によるキャッシュ・フロー	△592,314	△663,933
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	△60,000
長期借入金の返済による支出	△81,108	△54,033
財務活動によるキャッシュ・フロー	△81,108	△114,033
現金及び現金同等物に係る換算差額	784	△195
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	503,562	394,978
現金及び現金同等物の期首残高	3,021,956	3,686,257
非連結子会社の連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	※3 160,738	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,686,257	※1 4,081,235

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社レンタルバスターズ

株式会社CBM

株式会社バスターズロジック

株式会社新日東及びその子会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

株式会社オービーエス

株式会社サーキュラーエコ・ホールディングス

株式会社マッズプランニング

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社

株式会社オービーエス

株式会社サーキュラーエコ・ホールディングス

株式会社マッズプランニング

持分法を適用しない関連会社

株式会社PB工芸社

株式会社アイアールイー

(持分法を適用しない理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社新日東は決算日を7月20日から10月31日に変更し、その子会社の決算日は7月31日から10月31日に変更しております。連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

イ 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

ロ 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

ハ 貯蔵品

主に移動平均法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

イ レンタル資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数はレンタル資産の種類ごとに経済的使用可能予測期間(3~6年)としております。

ロ その他の有形固定資産

主に定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備も含む)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3~32年

工具、器具及び備品 2~15年

ハ 一括償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるために、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①リユース品販売サービス

主に店舗及びインターネットで法人顧客へのリユース品の商品等の販売を行っております。これらは、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため出荷時に収益を認識しております。

②引揚サービス

引揚サービスにおいては、主に不要物撤去時の内装解体工事や分別・廃棄コンサルティングを行っております。受注した契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、期間がごく短いプロジェクトを除き、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。この履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までの発生原価が見積原価総額に占める割合に基づいて測定しております。

なお、履行義務が一定期間にわたり充足されるものでない場合には一時点で充足される履行義務として、また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いプロジェクトについては代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③オフィスファシリティサービス

主に内装工事や通信工事等を行っております。これらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が見積総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、当社の内装工事や通信工事等のほとんどは、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合に該当すると見込まれており、その場合は一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④レンタルサービス

レンタル事業においては、主にオフィス家具やOA機器等のレンタルとレンタル期間が終了した商品の販売を行っております。

商品のレンタルについては、発生期間に収益を認識しております。

また、商品の販売については、顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	902,667	1,039,983
無形固定資産	136,108	100,791
減損損失	22,331	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損会計の適用にあたり、5つのエリア（東北・関東・中部・関西・九州）を、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位をグルーピングする方法を採用しております。また、遊休資産発生時については個別資産ごとにグルーピングを行っております。減損損失の認識要否の判定については、それぞれの資産グループに減損の兆候が認められた場合、行うこととしております。

減損兆候となる主な事象としては、継続して営業赤字となっている場合及び当期以降の回復が見込まない場合、資産の用途もしくは経営戦略の著しい変更、及び経営環境の著しい悪化等が該当します。

減損の兆候が存在すると判定された資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの見積額と、資産グループにおける固定資産の帳簿価格の比較に基づき減損の要否の判断が行われます。減損損失を認識すべきであると判定された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減損し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当期以降の営業損益の見込や当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績等を基礎とし、安定した営業収益の計上を主要な仮定としております。

なお、減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたって、慎重に検討をおこなっておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りとしていた前提や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
関係会社株式	12,092	66,599
関係会社株式評価損	-	3,972

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式については市場価格がない株式であることから、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額として減損処理を行っております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の経営環境の変動等により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌連結会計年度の連結財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	149,620	121,620
繰延税金負債	13,446	13,574

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の事業計画に基づいた課税所得およびタックスプランニングによって、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りを前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

4. 資産除去債務

(1) 当連結会計年度に連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産除去債務	141,228	137,196

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、店舗建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等について、店舗別に直近の退店時の原状回復費用実績に基づき店舗1坪当たり費用を見積り、それらを既存店舗の建築坪数に乗じて資産除去債務を計上しております。資産除去債務の履行時期を予測することや将来の最終的な除去費用を見積ることは困難であり、これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行13行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	2,670,000 千円	2,670,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	2,670,000 千円	2,670,000 千円

※2 担保資産及び担保付債務

以下の資産には銀行取引に係る根抵当権を設定されておりますが、対応する債務はありません。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物(純額)	7,392 千円	6,786 千円
土地	16,200 千円	16,200 千円
計	23,592 千円	22,986 千円

※3 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
受取手形	507 千円	3,618 千円

※4 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1, 151, 116 千円	1, 256, 381 千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
棚卸資産評価損	1, 008 千円	465 千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
給料手当	2, 542, 243 千円	2, 979, 124 千円
賞与	484, 236 千円	416, 036 千円
賞与引当金繰入	79, 625 千円	163, 961 千円
退職給付費用	38, 074 千円	9, 121 千円
貸倒引当金繰入	611 千円	△519 千円

※4 関係会社株式評価損

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

関係会社株式評価損は、関連会社である株式会社アイアールイーの株式に係る評価損であります。

※5 減損損失

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額 (千円)
店舗等	建物附属設備等	埼玉・蓮田店 (埼玉県北足立郡) ほか8店舗	22, 331

前連結会計年度における店舗等の移転決議に伴い事業の用に供していない遊休資産について、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

なお、遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、店舗等については売却や他用途への転用が困難であることから、回収可能価額は零として算定しております。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	－千円	12,243千円
組替調整額	－千円	－千円
税効果調整前	－千円	12,243千円
税効果額	－千円	△4,162千円
その他有価証券評価差額金	－千円	8,080千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	1,614,200	－	－	1,614,200
合計	1,614,200	－	－	1,614,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	1,000	－	－	1,000
合計	1,000	－	－	1,000

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会 計年度 増加	当連結会 計年度 減少	当連結会 計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプシ ョンとしての新株 予約権	－	－	－	－	－	1,200
合計		－	－	－	－	－	1,200

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	1,614,200	-	-	1,614,200
合計	1,614,200	-	-	1,614,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	1,000	-	-	1,000
合計	1,000	-	-	1,000

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,200
合計		-	-	-	-	-	1,200

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	3,687,217千円	4,086,235千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△960	△5,000
現金及び現金同等物	3,686,257	4,081,235

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(2024年12月31日)

株式の取得により新たに連結子会社株式会社新日東及びその子会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社新日東及びその子会社の取得価額と株式会社新日東及びその子会社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	323,567	千円
固定資産	264,577	〃
のれん	38,620	〃
流動負債	△275,175	〃
固定負債	△54,421	〃
株式の取得価額	297,168	〃
現金及び現金同等物	163,760	〃
差引：取得のための支出	△133,407	〃

当連結会計年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

※3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(2024年12月31日)

前連結会計年度より、株式会社C BMと株式会社バスターズロジテックは重要性が増したため連結の範囲に含めております。連結の範囲に含めたことに伴い増加した資産及び負債の金額は以下のとおりであります。

流動資産	284,294	千円
固定資産	166,964	〃
資産合計	451,258	〃
流動負債	△126,809	〃
固定負債	△152,772	〃
負債合計	△279,581	〃

なお、連結の範囲に含めたことに伴い増加した現金及び現金同等物の金額は、「非連結子会社の連結に伴う現金及び現金同等物の増加額」に含めて表示しております。

当連結会計年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。資金運用については、預金等の安全性の高い金融商品に限定し、投機的目的のための運用は行わない方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金等は、取引先の信用リスクに晒される可能性があります。主な取引先の信用力は十分であり、また、回収リスクが僅かでもあると判断される取引先についてはおおよそ権保証をかけているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は上場株式、満期保有目的の債券及び取引先に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが月末締め翌月末支払いであります

短期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものです。

そのうち一部は、資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては適切な与信管理を実施することにより当該リスクの低減を図っております。

売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

敷金及び保証金は、主に店舗及び事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが月末締め翌月末支払いとなっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払い予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券	109,084	107,676	△1,407
(2)敷金及び保証金	298,277	294,560	△3,717
資産計	407,361	402,236	△5,125
長期借入金(1年内返済予 定の長期借入金含む)	104,348	103,111	△1,237
負債計	104,348	103,111	△1,237

(※)1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、契約負債については、現金であること及び、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	13,000

3. 保証金(営業保証金)については、返還時期の見積及び時価を把握することができないため、「(2)敷金及び保証金」には含まれておりません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券	121,665	120,390	△1,274
(2)敷金及び保証金	403,966	392,851	△11,114
資産計	525,632	513,242	△12,389
長期借入金(1年内返済予 定の長期借入金含む)	50,315	49,529	△786
負債計	50,315	49,529	△786

(※)1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、契約負債は、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	11,000

3. 保証金(営業保証金)については、返還時期の見積及び時価を把握することができないため、「(2)敷金及び保証金」には含まれておりません。

4. 投信信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(注)1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,687,217	-	-	-
受取手形	35,949	-	-	-
売掛金	1,579,605	-	-	-
投資有価証券	-	50,362	-	-
敷金及び保証金	98,329	189,643	10,304	-
合計	5,401,101	240,005	10,304	-

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,086,235	-	-	-
受取手形	39,011	-	-	-
売掛金	1,703,003	-	-	-
投資有価証券	-	50,242	-	-
敷金及び保証金	61,597	332,064	10,304	-
合計	5,889,847	382,307	10,304	-

(注)2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	60,000	-	-	-	-	-
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	54,033	37,455	5,996	2,704	2,496	1,664
合計	114,033	37,455	5,996	2,704	2,496	1,664

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	37,663	5,996	2,496	2,496	1,664	-
合計	37,663	5,996	2,496	2,496	1,664	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	53,931	-	-	53,931
その他	-	4,789	-	4,789
資産計	53,931	4,789	-	58,721

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	67,104	-	-	67,104
その他	-	4,318	-	4,318
資産計	67,104	4,318	-	71,422

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券	-	48,954	-	48,954
(2) 敷金及び保証金	-	294,560	-	294,560
資産計	-	343,514	-	343,514
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	-	103,111	-	103,111
負債計	-	103,111	-	103,111

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券	-	48,968	-	48,968
(2) 敷金及び保証金	-	392,851	-	392,851
資産計	-	441,819	-	441,819
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	-	49,529	-	49,529
負債計	-	49,529	-	49,529

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しており、主に社債がこれに含まれます。

敷金及び保証金

これらの時価については、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債(劣後特約付)	50,362	48,954	△1,407

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債(劣後特約付)	50,242	48,968	△1,274

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	① 株式	-	-	-
	② その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	① 株式	53,931	53,931	-
	② その他	4,789	4,789	-
	小計	58,721	58,721	-
合計		58,721	58,721	-

非上場株式(連結貸借対照表計上額の13,000千円)は、市場価格のない株式のため、記載しておりません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	① 株式	67,104	54,389	12,715
	② その他	-	-	-
	小計	67,104	54,389	12,715
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	① 株式	-	-	-
	② その他	4,318	4,789	△471
	小計	4,318	4,789	△471
合計		58,707	59,179	12,243

非上場株式(連結貸借対照表計上額の11,000千円)は、市場価格のない株式のため、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社の一部は、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付にかかる負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
退職給付にかかる負債の期首残高	－千円	15,564千円
連結範囲の変更に伴う増加(注)	15,564千円	－千円
退職給付費用	－千円	1,405千円
退職給付の支払額	－千円	－千円
退職給付に係る負債の期末残高	15,564千円	16,970千円

(注) 株式会社新日東及びその子会社を新たに連結の範囲に含めたことによる増加であります。

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前連結会計年度－千円、当連結会計年度1,405千円であります。

3. 確定拠出年金制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度38,074千円、当連結会計年度6,686千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	受託者 コタエル信託株式会社(注)2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 80,000株
付与日	2022年12月26日
権利確定条件	第5 【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】に記載の通りであります。
対象勤務期間	定めておりません
権利行使期間	自 2022年12月26日 至 2032年12月25日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

(注)2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、当社グループの役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(注)3. 2023年5月1日付、株式分割(1株につき2株の割合)後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	80,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	80,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

② 単価情報

	第1回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,004
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社の株式価値は、純資産法により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値は0円であります。
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはございません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	-千円	477千円
賞与引当金	31,857	37,806
未払賞与	25,998	24,659
未払事業税	29,375	18,183
未払事業所税	6,055	5,201
関係会社株式評価損	-	1,373
固定資産の未実現利益	11,440	5,541
資産除去債務	16,719	20,655
その他	28,173	9,095
繰延税金資産小計	149,620	122,994
評価性引当額	-	△1,373
繰延税金資産合計	149,620	121,620
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△13,446	△13,574
繰延税金負債合計	△13,446	△13,574
繰延税金資産の純額	136,173	108,045

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	1.06%	1.33%
所得拡大促進税制特別控除	△3.83%	△2.31%
住民税均等割	1.06%	0.97%
その他	0.83%	△1.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.71%	33.24%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2024年11月21日に行われた株式会社新日東及びその子会社の株式との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

なお、この暫定的な会計処理の確定に伴う金額の変動はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
期首残高	101,759千円	141,228千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	16,398千円	8,976千円
見積りの変更による増加額	37,269千円	－千円
時の経過による調整額	45千円	542千円
資産除去債務の履行による減少額	△13,664千円	△13,186千円
その他増減額(△は減少)	△580千円	△363千円
期末残高	141,228千円	137,196千円

ニ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報を入手したことに伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

当該見積りの変更による増加額37,269千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、前連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

エリアセグメント別

(単位:千円)

	東日本セグメント	西日本セグメント	合計
一時点で移転される財	12,525,450	3,855,119	16,380,570
一定の期間にわたり移転される財	2,009,158	—	2,009,158
顧客との契約から生じる収益	14,534,609	3,855,119	18,389,729
外部顧客への売上高	14,534,609	3,855,119	18,389,729

事業セグメント別

(単位:千円)

	事業セグメント					合計
	リユース品 販売事業 (※一部新 品販売を含 む)	オフィスフ ァシリティ 事業 (※一 部商品販売 を除く)	引揚サービ ス事業	レンタル事 業	その他	
一時点で移転される財	8,551,555	3,539,465	4,289,549	—	—	16,380,570
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	1,701,637	307,520	2,009,158
顧客との契約から生じる収益	8,551,555	3,539,465	4,289,549	1,701,637	307,520	18,389,729
外部顧客への売上高	8,551,555	3,539,465	4,289,549	1,701,637	307,520	18,389,729

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

エリアセグメント別

(単位:千円)

	東日本セグメント	西日本セグメント	合計
一時点で移転される財	13,923,135	4,612,425	18,535,561
一定の期間にわたり移転される財	2,428,997	—	2,428,997
顧客との契約から生じる収益	16,352,132	4,612,425	20,964,558
外部顧客への売上高	16,352,132	4,612,425	20,964,558

事業セグメント別

(単位:千円)

	事業セグメント					合計
	リユース品 販売事業 (※一部新 品販売を含 む)	オフィスフ ァシリティ 事業 (※一 部商品販売 を除く)	引揚サービ ス事業	レンタル事 業	その他	
一時点で移転される財	10,150,376	3,716,587	4,668,597	—	—	18,535,561
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	2,068,930	360,066	2,428,997
顧客との契約から生じる収益	10,150,376	3,716,587	4,668,597	2,068,930	360,066	20,964,558
外部顧客への売上高	10,150,376	3,716,587	4,668,597	2,068,930	360,066	20,964,558

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

「4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	399,038	436,519
契約負債（期末残高）	436,519	584,858

契約負債は顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループはリユース品販売サービス、オフィスファシリティサービス、引揚サービス及びレンタルサービスを国内各地域において行っており、各拠点において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「東日本セグメント」「西日本セグメント」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額(注)1	連結財務諸表 計上額
	東日本セグメント	西日本セグメント	計		
売上高					
外部顧客への売上高	14,534,609	3,855,119	18,389,729	—	18,389,729
計	14,534,609	3,855,119	18,389,729	—	18,389,729
セグメント利益	1,062,183	73,473	1,135,656	△27,665	1,107,991
セグメント資産	4,832,463	929,453	5,761,917	2,335,764	8,097,681
その他の項目					
減価償却費	273,653	21,771	295,424	—	295,424

(注) 1. 調整額の内容は以下の通りです。

- (1) セグメント利益の調整額△27,665千円は各報告セグメントに配分していない全社売上と全社費用であり、その内容は、報告セグメントに帰属しない本社管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額2,335,764千円は各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産の内容は親会社の余剰資金運用(現金及び預金)及び管理部門に関わる資産等であります。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額
	東日本セグメント	西日本セグメント	計		
売上高					
外部顧客への売上高	16,352,132	4,612,425	20,964,558	—	20,964,558
計	16,352,132	4,612,425	20,964,558	—	20,964,558
セグメント利益	1,204,844	137,626	1,342,470	△50,795	1,291,674
セグメント資産	5,574,016	923,003	6,497,020	2,557,998	9,055,018
その他の項目					
減価償却費	312,320	27,049	339,369	—	339,369

(注) 1. 調整額の内容は以下の通りです。

- (1) セグメント利益の調整額△50,795千円は各報告セグメントに配分していない全社売上と全社費用で

あり、その内容は、報告セグメントに帰属しない主に本社管理部門に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額2,557,998千円は各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
全社資産の内容は親会社の余剰資金運用(現金及び預金)及び主に管理部門に関わる資産等であります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容
該当事項はありません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	東日本セグメント	西日本セグメント	全社・消去	合計
減損損失	16,384	5,946	—	22,331

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	東日本セグメント	西日本セグメント	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	—
当期末残高	38,620	—	—	38,620

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	東日本セグメント	西日本セグメント	全社・消去	合計
当期償却額	7,724	—	—	7,724
当期末残高	30,896	—	—	30,896

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	3,063円51銭	3,607円36銭
1株当たり当期純利益	456円17銭	538円84銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	446円70銭	527円65銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	735,889	869,252
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	735,889	869,252
普通株式の期中平均株式数(株)	1,613,200	1,613,200
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調 整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	80	80
(うち新株予約権(千株))	80	80
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に含 めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	60,000	-	0.71	-
1年以内に返済予定の長期借入金	54,033	37,663	0.96	-
長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を除く)	50,315	12,652	1.57	2027年～2030年
その他有利子負債				
割賦未払金	350	1,992	-	-
合計	164,698	52,307	-	-

(注)1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

割賦未払金及び長期割賦未払金については、未払金総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,996	2,496	2,496	1,664

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次の通りであります。 (https://www.officebusters.co.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

株式会社オフィスバスターズ
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鴨田真一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

栗原桂子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オフィスバスターズの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オフィスバスターズ及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場

合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上